

募集要項（案）・業務仕様書（案）の概要

1 施設名	堺市立南こどもリハビリテーションセンター
2 施設の概要	<p>①場 所 堺市南區城山台5丁1番4号</p> <p>②沿 革 平成 6年 堺市立第1つぼみ園、堺市立第2つぼみ園、堺市立つぼみ診療所が開設され、施設名を堺市立こどもリハビリテーションセンターとする 平成15年 堺市立北こどもリハビリテーションセンター開設に伴い、堺市立南こどもリハビリテーションセンターに名称変更 令和 6年 堺市立第1つぼみ園と第2つぼみ園を一元化(予定)</p> <p>③施設規模 構 造：鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建 敷地面積：5, 871.38㎡ 延床面積：5, 575.95㎡</p> <p>(申請要項2～3頁参照)</p>
3 管理運営の基本的事項	<p>(1) リハセン条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。 (2) 北こどもリハビリテーションセンターの事業者に対し、障害児通所支援事業所、学校、認定こども園、医療機関その他社会資源との連絡調整の方法、事業運営上での課題や留意点等について、引き継ぎだけでは困難な情報共有を適宜行うこと。 (3) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。 (4) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。 (5) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。 (6) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。 (7) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。 (8) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。 (9) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。 (10) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。 (11) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。</p> <p>(申請要項3頁及び仕様書2頁参照)</p>

4 指定管理者が行う業務	<p>(1) 施設の管理運営に関する業務 (2) 児童発達支援センターに関する業務 (3) 地域支援に関する業務 (4) 施設の維持管理に関する業務 (申請要項3頁及び仕様書2～11頁参照)</p>
5 指定期間 (予定)	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (5年間) (申請要項3頁参照)</p>
6 自主事業の実施、参加費等	<p>指定管理者はリハセン条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務(指定管理業務)に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。 (申請要項4頁参照)</p>
7 指定管理料の支払条件	<p>センターの管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中毎年度市と指定管理者が協議して協定で予算の範囲内で定めます。 (申請要項4頁参照)</p>
8 利用料金制度の採用	<p>センターはリハセン条例第16条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額はリハセン条例第6条、第8条で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。 (申請要項6頁参照)</p>
9 事業実施日・時間	<p>ア 開館時間及び休館日 (ア) 開館時間及び休館日は、リハセン条例第17条第1号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めた時間とする。 (イ) 指定管理者は、開館時間又は休館日を変更しようとするときは、市長の承認を得るものとする。 (仕様書3頁参照)</p>
10 リスク分担	<p>基本協定書別紙8「堺市立南こどもリハビリテーションセンターリスク分担表」のとおり。(申請要項11頁、協定書別紙8参照)</p>
11 業務の第三者への委託	<p>指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、別紙1に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。 なお、仕様書別紙1の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託することができます。 (申請要項11頁、仕様書別紙1参照)</p>
12 モニタリング等	<p>(1) 指定管理者は、利用者の意見や要望を把握し管理運営業務に反映させるため、利用者からの意見聴取を行う。 (2) 市は、報告書等により、適切に管理運営業務がなされているかなどについて確認を行い、指定管理者に必要な指示を行う。また、市は必要に応じ随時に、運営業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができる。 (3) 指定管理者によるモニタリング及び市によるモニタリングに加えて、第三者によるモニタリングを実施する場合があります。 (申請要項12頁参照)</p>

1 3 目標設定	市が求める目標・水準等は以下のとおり。		
	区分	項目	目標・水準等
	①適正な管理運営の確保に関する目標	診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ 12,800 単位以上
		保育所等訪問支援事業	年間延べ 170 件以上
障害児相談支援の実施件数		年間延べ 720 件以上	
②利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者アンケートにおける満足度	満足割合90%以上	
③収支に関する目標	利用料金収入の総支出に占める割合	40%以上	
(仕様書 1 4 頁参照)			
1 4 募集のスケジュール	<p>申請要項の公表：令和5年9月8日（金）（予定） 質問票受付：～令和5年10月6日（金） 質問票回答：令和5年10月16日（月）（予定） 申請書類受付：令和5年10月20日（金）～10月31日（火） ※スケジュールについては予定です。</p> <p style="text-align: right;">(申請要項 1 5 頁参照)</p>		
1 5 申請資格	<p>応募者は、欠格事項に該当しているものでないこととします。</p> <p style="text-align: right;">(申請要項 1 5 頁参照)</p>		
1 6 欠格事項・選定対象除外	申請要項 1 6～1 7 頁のとおり		
1 7 申請手順	申請要項 1 7～2 0 頁のとおり		
1 8 選定審査方法	<p>指定管理者候補者選定委員会において、審査項目に基づき審査を行います。</p> <p>① 書類審査 ② 面接審査</p> <p style="text-align: right;">(申請要項 2 0～2 1 頁参照)</p>		
1 9 選定結果の通知	<p>選定委員会における審査結果を受けて、市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を申請団体すべてに、令和5年11月中旬を目途に、文書で通知します。</p> <p style="text-align: right;">(申請要項 2 1 頁参照)</p>		